

'98

No. 334号

7月号



決勝戦 エビちゃん対定置



平成10年度町民綱引き大会



平成10年度町民綱引き大会



参加チームによる開会式

第1回 町民綱引き大会(6/25)

13チームによる熱戦展開!!

優勝 エビちゃん (シシペ地区)

準優勝 定置 (漁協)

平成十年年度

第二回町議会定例会

▽一般会計・水道事業会計補正予算▲

平成十年第二回町議会定例会は六月十八日に開催され、諸報告、町長の行政報告のあと、議案審議にうつり、一般会計補正予算、水道事業会計補正予算などを審議し、提案のとおり議決しました。



議 案 項 目

- ◎議案第一号 鹿部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議案第二号 鹿部町重度心身障害者及び母子家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎議案第三号 鹿部町地籍調査測量基準点等の管理保護に関する条例の制定について
- ◎議案第四号 平成十年年度鹿部町一般会計補正予算について
- ◎議案第五号 平成十年年度鹿部町水道事業会計補正予算について
- ◎議案第六号 工事請負契約の締結について
- ◎議案第七号 工事請負契約の締結について
- ◎議案第八号 土地の取得について

一般会計の補正内容

一般会計の総額に二億七千八百三十九万八千円を追加し、予算総額を三十八億八千六百九十一万七千円としました。

歳入

環境衛生費国庫補助金

三千九百九十四万二千元

道路費国庫補助金

一千五百万円

住宅費国庫補助金

一千八百四十一万四千元

財政調整基金繰入金

四千六百九十九万四千元

保健衛生債（一般廃棄物関係）

九千九百十万元

水産業債（漁港整備関係）

一千三百三十万元

道路橋梁債（道路関係）

一千八百二十万元

住宅債（新団地建設関係）

一千八百四十万元

歳出

一般廃棄物処理施設建設事業

一億六千四百六十三万円

さけ・ます孵化場改修工事

一千四百四十万八千円

鹿部漁港修築事業

二千四百十六万一千円

宮浜二号線道路改良工事

三千二百二十二万円

新宮浜団地建設事業

三千六百九十八万三千元

などが一般会計の歳入・歳出の主な内容です。

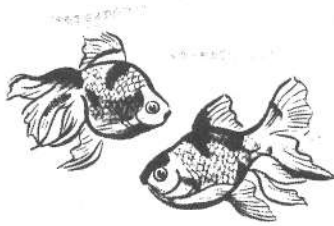
水道会計の補正内容

水道会計の総額に九百八十七万円を追加し、一億一千六百四十二万五千円としました。

歳入

資本的収入、工事負担金

九百八十七万円追加





前町議会議長 故 西谷正昭氏の追悼演説 しめやかに行われる

— 遺族・町議会議員などが参列し、冥福を祈る —

五十人余りが参列

前町議会議長、故・西谷正昭氏は去る六月一日、入院先の函館市立五稜郭病院でご逝去されました。

町議会では、議員各位の了解を戴き、六月十八日の本議会前に故人の追悼演説を執り行いました。

議場では、在りし日の故人の人柄や功績を偲びながら最後まで永遠の別れを惜しんでいました。

町議会から 追悼の辞

町議会を代表して千葉副議長より追悼の言葉が寄せられました。

「町議会を代表し、御霊に謹んで哀悼の言葉を申し上げます。あなたは信念と努力の人であり、誠実にして慈愛あふれる中にも高邁なる人格識見



遺族



参列者による黙祷



追悼の辞—千葉副議長

を有し、昭和四十四年の二月鹿部村議会議員に初当選され、以来、数々の要職を歴任しながら、連続八期二十九余の長きにわたり鹿部町の振興発展にその生涯を捧げてこられました。

願わくば永遠に安らかにお眠りくださいまして、心から哀悼の言葉といたします。」と述べられました。

心からご冥福をお祈り申し上げます。

(追悼の辞一部掲載)

江差町を会場に地域防災シンポジウム開催

南西沖地震から5年、9月の防災期間にちなんで98地域防災シンポジウム実行委員会（函館開発建設部・桧山支庁・渡島支庁・函館土木現業所・NHK函館放送局）では、「地域防災における住民と行政の連携」と題してシンポジウムを開催しますので、振ってご参加ください。

◎日時・会場 平成10年9月3日（木）午後1時～ 江差文化会館

◎定員は先着540名まで

基調講演 NHK解説委員 伊藤和明氏

ハイビジョンソフト上映（奥尻大津波のメカニズムと被害）

パネルディスカッション（パネリストは越森幸夫奥尻町長・広井修東京大学教授 ほか）

7/7~9 鹿部稻荷神社祭典行われる

早朝から祭り気分が漂い、踊り山、みこし等が
ねり歩き、一層祭りを盛り上げました。



祭りだ ワッショイ!
 祭りだ ワッショイ!
 若人の力と汗!



お・し・ら・せ

長い間、鹿部町を代表する観光名所として皆様に親しまれてきました、「鹿部間歌泉」は、公園化整備事業実施のため、現在一般公開を休止いたしております。休止期間は平成11年4月中旬までを予定しており、明年ゴールデンウィークのオープンを目指して現在整備を進めております。完成後は「しかべ間歌泉公園」として鹿部町の一大観光スポットとして生まれ変わります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成10年度鹿部町成人式を8月16日に開催します

氏名	世帯主
明戸 貴弘	正弘
井川 正広	孝子
上野 千秋	憲一
江坂 真奈美	啓一
大住 真二	初信
鎌田 司	始
川口 ゆき子	正幸
川原 明子	勝明
川端 有希	本人
川村 晋平	義廣
菊池 妙	本人
木村 孝司	幸司
工藤 三寿	久美子
工藤 みゆき	光幸
久保田 滝矢	和子
熊川 直士	安彦
小嶋 聡	勝頼
坂井 慎也	育子
酒谷 雄一	晃成
佐々木 淳子	本人
佐藤 美智子	重人
佐藤 史規	龍明
佐藤 慎一	鉄雄
佐藤 直子	本人
佐藤 尚之	福義
椎野 正輝	四三男

成人名簿

可能性の芽に向かつて挑戦しよう

☆20歳と選挙権 社会に価値ある一票を大切に

氏名	世帯主
小又 智恵美	椎野 未政
杉目 貴史	裕
鈴木 恵子	本人
鈴木 智博	本人
高橋 孝	光幸
立身 零	本人
田名部 佐知子	弘勝
津田 貢一	豊治
中宿 麻貴	本人
中村 直人	英一
中村 巧	敏春
根 香織	榮二郎
野田 康樹	順一
花田 ひとみ	本人
山田 匡沙子	表野 勝洋
表野 勝洋	本人
平井 優充	鉄義
藤田 和也	壽弥
古村 典久	克巳
松居 智仁	友幸
松川 孝行	俊行
松本 美穂子	清高
三谷 由樹子	克彦
盛田 多則	清次
盛田 武和	武次
若山 紀彦	唯敏

— 「成人の日」は、時代を担う若い皆さんへの熱い期待がこめられているのです。 —

平成10年度鹿部町成人式を8月16日（日）鹿部中央公民館において午後3時より開催いたします。
 名簿は6月に調査しましたので、名簿にもれている方や町内出身者で当日出席を希望される方は、
 教育委員会社会教育課までご連絡下さい。個別にご案内致します。 電話 7-3124番

健康へのページ

「楽しく歩いて健康づくり ～ウォーキングの健康効果」

運動不足で体力が落ちているけれど、何から始めたらいいのか分からない方が多いのではないのでしょうか。

そこでおすすめなのが、いつでもどこでも気軽にできる「ウォーキング=歩くこと」です。

ウォーキングは、健康効果バツグンで、運動習慣を身につけるきっかけにもなります。さあ、ウォーキングで楽しみながら、健康づくりに励みましょう。

1. ウォーキングの健康効果

- ① 老化を防ぐ
- ② 骨粗しょう症の予防になる
- ③ 高血圧を抑える
- ④ 動脈硬化を防ぐ
- ⑤ 肥満を防ぐ
- ⑥ ストレスの解消

2. ウォーキングのポイント

- ① ウォーキングも運動です。歩く前に医師の診察を受け、健康状態をチェックしましょう。
- ② 15分は続けて行いましょう。
- ③ 不調を感じたらすぐやめましょう。
- ④ 靴は、足にあった軽いもので、靴底が適度に曲がるものを選びましょう。

3. ウォーキングの楽しみ方

- ① 道沿いの草花や建物などを観察しながら歩いてみましょう。
- ② 犬の散歩をかねて歩いてみましょう。
- ③ 夫婦や孫、友達などと一緒に歩くこともよいでしょう。
- ④ 自分の町を探検するつもりで、毎回少しづつ、違ったコースを歩いてみましょう。
- ⑤ 1年かけて何km歩くなど、目標を立ててみましょう。

正しいフォームで歩こう!

目はまっすぐ4～5m先を見て。

息ははずむくらいのスピードで。

お腹を引き締める

キックはアキレス腱をのばして。

歩幅は普段歩くときより大きく。



1日30分以上歩くことが理想。なるべくまとめて。たとえば10分ずつ3回に分けると効果は減る。

頭を上げて、あごを引く

肩の力は抜き、胸を張る。

腕は前後に大きく振り、ひじは90°に曲げる。

かかとから着地し、つま先で地面をしっかり蹴ります

8月の保健事業

12日	(水)	健康相談 受付14:00～16:00 老人いこいの家
18日	(火)	赤ちゃん健診 受付13:30～14:00 総合体育館保健室
26日	(水)	健康相談 受付14:00～16:00 老人いこいの家





平成10年(度)分
所得税・個人住民税の特別減税の改正

特別減税額が 引き上げられました

- 給与所得がある人は、平成10年8月の給与の源泉徴収税額から引上げ分を控除
- 確定申告をする事業所得などがある人は、平成10年分所得税の予定納税・第1期（7月から8月に変更）分の予定納税額から引上げ後の特別減税額を控除

平成10年（度）所得税および個人住民税の納税者に対して、その人の年税額から扶養親族等の人数などに応じた一定額を控除する「特別減税」が実施されています。このほど、所得税・個人住民税とも特別減税額が引き上げられました。引上げ分（追加分）を合計した特別減税額は、右の表の通りです。

《特別減税額》		所得税	個人住民税	合 計
納 税 者	追加分	20,000円	9,000円	29,000円
	当初分	18,000円	8,000円	26,000円
	合 計	38,000円	17,000円	55,000円
扶養親族等 一人につき	追加分	10,000円	4,500円	14,500円
	当初分	9,000円	4,000円	13,000円
	合 計	19,000円	8,500円	27,500円
夫婦子二人 の標準世帯	追加分	50,000円	22,500円	72,500円
	当初分	45,000円	20,000円	65,000円
	合 計	95,000円	42,500円	137,500円

※ 所得税額、個人住民税所得割額がそれぞれ上記の合計額を下回る額の場合は、その額が減税額になります。

《特別減税の実施方法》

【平成10年分所得税の特別減税】

● 給与所得がある人／公的年金等を受けている人
扶養控除等申告書を提出して給与の支給を受けている人は、平成10年8月以後、最初に支払われる給与の源泉徴収税額から特別減税の追加分が控除されます。控除しきれない部分については、以後平成10年中に支払われる給与の源泉徴収税額から順次控除されます。給与の支払いの際における特別減税の控除額は、給与支払明細書に記載されることになっています。

また、扶養親族等申告書を提出して公的年金等の支給を受けている人も、平成10年8月以後、最初に支払われる公的年金等の源泉徴収税額から特別減税の追加分が控除されます。

● 事業所得や不動産所得がある人

平成10年分所得税の予定納税第1期分の納税額が7月から8月に変わりました。確定申告

をする事業所得や不動産所得などがある人は、第1期（8月）分の予定納税額から改正後の特別減税額が控除されます。控除しきれない部分については、第2期（11月）分から控除されます。予定納税のない人は、平成10年分の確定申告の際に改正後の特別減税の適用を受けることになります。

【平成10年度分個人住民税の特別減税】

● 給与所得がある人（特別徴収の場合）

平成10年6月は徴収されず、改正後の特別減税額を控除した後の年税額が7月から翌年5月までの11か月で徴収されます。

● 公的年金等を受けている人／事業所得がある人（普通徴収の場合）

平成10年度第1期に納付すべき個人住民税から改正後の特別減税額が控除されています。第1期分で控除しきれない部分については、第2期以降順次控除されます。

児童扶養手当の改正についてのお知らせ

児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の生活の安定と、児童の福祉の増進を図るために支給されていますが、その取り扱いが次のとおり改正されます。

1 所得制限限度額の改正

平成10年8月以降（平成10年12月期払い）から手当の支給に関する所得制限限度額が次のように変わります。

なお、所得制限は、収入額から各種の控除を行った後の所得額により決定しますので、認定を受けている方（全部支給停止の方を含む）は必ず現況届を提出してください。

現況届の提出期間は8月11日から9月10日までです。

扶養親族等の数	受給者本人（母、その他の養育者）				配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者	
	全部支給		一部支給		現行	改正
	現行	改正	現行	改正		
0人	458,000	据置	2,342,000	1,540,000	6,216,000	2,360,000
1人	904,000	据置	2,722,000	1,920,000	6,465,000	2,740,000
2人	1,326,000	据置	3,102,000	2,300,000	6,678,000	3,120,000
3人	1,748,000	据置	3,482,000	2,680,000	6,891,000	3,500,000
4人	2,170,000	据置	3,862,000	3,060,000	7,104,000	3,880,000
5人	2,592,000	据置	4,242,000	3,440,000	7,317,000	4,260,000

※扶養義務者とは受給者と生計を同じくしている祖父母、兄弟等です。

2 支給対象の拡大

- 従来、「母が婚姻によらないで生まれた児童」の場合、父に認知されると支給対象外とされていましたが、平成10年8月からは、父に認知されても支給対象となります。
- 経過措置として8月1日以前に認定請求の申請をすることができます。7月中に認定請求を行えば、手当は8月分から支給されます。（8月以降に認定請求した場合は、従来どおり翌月分からの支給となります。）

3 手当を受けることができる人

次の条件に当てはまる児童を養育している母、又は母にかわって児童を養育している方に支給されます。

- 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
- 父が死亡した児童
- 父が重度の障害にある児童
- 父の生死が明らかでない児童
- 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父が引き続き1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで生まれた児童
- 父母とも不明である児童

お問い合わせは

市（区）役所、町村役場の福祉担当窓口、
支庁社会福祉課、又は道庁保健福祉部児童家庭課まで

防ごう海の犯罪

渡島東部地区沿岸防犯協力がこのほど、密入国防止を訴えるPR看板を本別漁港に設置しました。



お知らせ

長年鹿部町の出稼労働者相談員としてご協力いただきました、佐々木平次郎さんによって次の方を委嘱いたしましたのでお気軽にご相談下さい。

相談員 関本忠久さん
相談場所 鹿部町字鹿部227番地(自宅)
☎7-2151番

相談内容として、出稼先での心配ごとや、なやみごと、家に残る家族のことについて遠慮なくご相談下さい。

なお、不明な点については
鹿部町役場産業課労働係 ☎7-2111番(内58)まで連絡下さい。

海上保安大学校 Maritime Safety ACADEMY

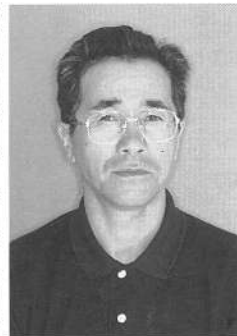
受付期間 8月27日(木)～9月8日(火)

受験資格 昭和53年4月2日以降生まれで、高卒者または平成11年3月までに卒業見込みの者など

海上保安学校 Maritime Safety SCHOOL

受付期間 8月17日(月)～8月31日(月)

受験資格 昭和50年4月2日以降生まれで、高卒者または平成11年3月までに卒業見込みの者など



二本柳 茂さん

町民の皆様
どうぞよろしく
この度、七月一日付で町役場公務補(町内発送業務など)として勤務することになりました。
町民の皆様どうぞよろしく
お願いいたします。

ご寄付のお礼

・社会福祉協議会へ
小田喜代さん(鹿部)より
十万円、十九A町内会踊り山より一万円のご寄付がありました。ご芳志通り有効に使わせていただきます。
本当にありがとうございます。



発行/鹿部町 編集/企画管財課 製作/(有)久保内印刷所

扇田	小坂	小田	市澤	西谷	氏名
実藏	惠藏	孝弘	ヤスノ	正昭	
八十才	九三才	六一才	六五才	六六才	享年
鹿部	鹿部	鹿部	宮浜	宮浜	住所



おくやみ
もうしあげます

川口	釜澤	松川	山田	金澤	氏名
蓮斗	桃香	凌太	雄太	桃佳	
智幸	輝彦	圭進	一司	一成	父
鹿部	鹿部	宮浜	宮浜	鹿部	住所



おたんじょう
おめでとう

世帯と人口

平成10年6月30日現在
()は前月比です

世帯数	1,561世帯 (+3)
男	2,401人 (+2)
女	2,442人 (+0)
計	4,843人 (+2)

戸籍の窓